

農業農村整備事業における「週休2日確保工事」試行要領

1 趣旨

本要領は、青森県が発注する農業農村整備事業の工事において、週休2日確保工事の経費補正や協議の方法等に関して必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

(6) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

(7) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

(8) 受注者希望型

受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。

3 発注方式の分類

(1) 発注者指定型

以下の全てに該当する工事は、発注者指定型として発注することを原則とする。

ア 当初工期が積上げによる工期設定において週休2日に対応した工期を設定している工事

イ 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事

ウ 工期の延長に特段の支障がない工事

(2) 受注者希望型

上記(1)に該当しない工事は、受注者希望型として発注することができる。

4 工事費の経費補正等

工事費の経費補正等は、下表の各経費に現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものと

する。なお、市場単価方式による週休2日の補正係数については、別紙のとおりとし現場閉所率に応じて補正係数を乗じるものとする。単価の内訳が不明なものについては、下表の経費補正は行わずに現場閉所率に応じた単価を使用する。

(1) 当初積算時における経費補正等

発注者指定型の場合には4週8休以上の経費補正等を行い、受注者希望型の場合には経費補正等を行わない。

また、特記仕様書に明記し、工事費の経費補正等の有無を明確にする。

(2) 精算変更時における経費補正等の見直し等

ア 発注者指定型

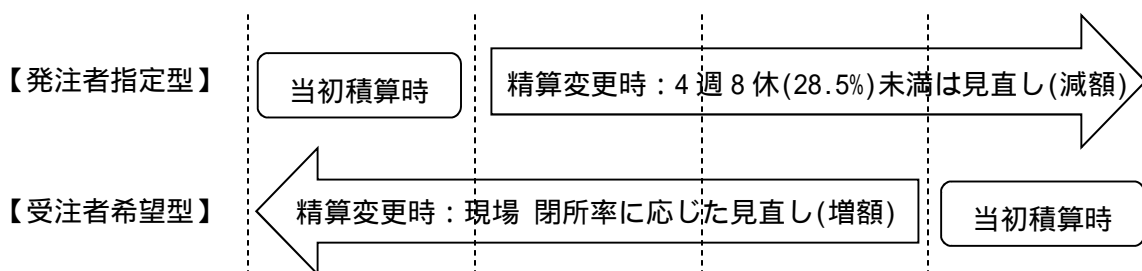
4週8休以上を確保した場合は、当初積算時の経費補正等を引き続き適用し、4週8休未満の場合は、現場閉所率に応じた経費補正等の見直しを行う。

イ 受注者希望型

現場閉所率に応じた経費補正等を行う。

<現場閉所率に応じた補正係数>

| | 4週8休以上 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週6休未満 |
|----------|---------|------------------|------------------|---------|
| 現場閉所率 | 28.5%以上 | 25%以上 28.5%未満 | 21.4%以上 25%未満 | 21.4%未満 |
| 労務費 | 1.05 | 1.03 | 1.01 | 補正なし |
| 機械経費(賃料) | 1.04 | 1.03 | 1.01 | 補正なし |
| 共通仮設費率 | 1.04 | 1.03 | 1.02 | 補正なし |
| 現場管理費率 | 1.09 | 1.07 | 1.05 | 補正なし |



5 協議及び報告の方法

発注者指定型及び週休2日の確保に取り組む受注者希望型の受注者は、発注者に対して次のとおり協議及び報告を行うこと。

(1) 施工計画書による協議

受注者は、工事着手日までに週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について協議する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。

(2) 現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は、毎月提出する履行報告書を活用するなどにより、現場閉所日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿により現場閉所日の実績を報告すること。

6 工事成績評定における評価と証明書の発行

発注者は、工事の完成時に工事打合簿（別添）の内容を確認し、週休2日（4週8休（28.5%）以上）の確保が確認した場合には、工事成績評定における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。

なお、週休2日の確保を確認できない場合には、工事成績評定における評価や週休2日実施証明書の発行は行わない。

7 その他

- (1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 受注者は、現場閉所率の達成状況に応じた工事費の経費補正等を下請負契約にも反映させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。

8 附則

この要領は、平成31年4月1日以降発注する工事から適用する。

この要領は、令和2年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

この要領は、令和4年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

この要領は、令和5年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

(別紙)

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名 称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|--------|------------------|------------------|
| | | 4週8休以上 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週6休以上 4週7休未満 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.04 | 1.02 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 | 1.03 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.04 | 1.03 | 1.01 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 法面工 | | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 吹付砕工 | | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.04 | 1.02 | 1.01 |
| 橋面防水工 | | 1.02 | 1.01 | 1.00 |